

令和3年度執行事務事業

施策名	基本事業	番号	事務事業名
歴史・文化資源の 継承と保存	歴史・文化資源の調査と適切な保存・ 継承	1	唐沢山城跡保存整備事業
		2	天命鋳物伝承保存会記録化活動支援事業
		3	文化財保護審議会運営事業
		4	文化財保護調査事業
		5	指定文化財保存修復支援事業
		6	全国史跡整備市町村協議会参画事業

B表(事後評価シート)

事務事業名	唐沢山城跡保存整備事業	担当部	教育部	担当課	文化財課	担当係	文化財保護係
-------	-------------	-----	-----	-----	------	-----	--------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	平成26年3月18日に唐沢山城跡の国指定史跡化が実現したことにより、長期的な史跡の保存と管理の基本方針や、その後の整備や活用に向けた計画を策定する必要が生じたため、平成26年度より事業を開始した。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	史跡の各所において石垣の一部が崩落するなど劣化が進行しつつあり、修復や保存整備に向けた取り組みを行う緊急性・必要性が高まっている。また、文化財保護法の改正により、計画的な保存・活用の促進が求められている中、国指定史跡化以降、唐沢山城跡への来跡者は増加しており、さらに平成29年度の全国山城サミットin佐野開催により、大幅に注目度が上昇している。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	国指定史跡化や全国山城サミットin佐野開催を契機として唐沢山城跡への市民の関心が高まっており、史跡整備に関して、石垣の保存、環境整備、遊歩道等整備、案内板の設置、ガイダンス施設の設置、根小屋での史跡公園整備等の要望が、市議会、市民、来跡者等から多数寄せられている。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
事業のやり方改善(成果向上の見直し)	埋蔵文化財専門職員の採用試験を実施したが、適任者がなく、採用には至らなかった。栃木県とは、一部、災害による崩落等の復旧においてやり取りし、史跡を損なわない形での復旧を行った。また、観光や広報部門とは日常的に協力し、情報発信や問い合わせ対応などに努めた。

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案	佐野市で初めてとなる国指定史跡となった唐沢山城跡の適切な保存と管理や、長期的な整備を行うことは、文化財の適切な継承と保存に結びついている。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案	佐野市は平成27年3月11日に史跡唐沢山城跡の管理団体(文化財保護法113条に規定)に指定されており、史跡唐沢山城跡の管理団体である市が行わなければならない。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案	唐沢山城跡の保存整備が本事業の目的であり、対象を唐沢山城跡とすることは妥当である。また、長期的な保存整備事業を実施していくためには、市民に唐沢山城跡の保存整備の必要性を理解してもらうことが必要である。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がある程度ある	理由・改善案	城郭、史跡整備に関する豊富な知識を有する埋蔵文化財専門職員の配置、石垣等の工事施工に関する知識を有する専門職員の配置、関係部署との協力体制を築くことにより、保存活用計画を基にした年次整備計画を適切に推進することが可能となり、成果の向上が見込める。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業はない	理由・改善案	
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案	国庫補助事業として行ったが、近年、補助金が縮減される傾向にあり、削減の余地はない。また、事業実施に最小限度の経費、人員を計上しており、削減の余地はない。
	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？ 事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	受益者負担を求めない	理由・改善案	文化財保護法では、文化財は国民共有の財産としている。また同法により、史跡の管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は管理団体が負担することとなり、佐野市は史跡の管理団体に指定されている。そのため、史跡整備に係る事業について受益者負担を求めない。ただし、史跡内での日常的な維持管理までを、全て佐野市が負うものではない。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？)			
本事業は、保存活用計画、整備基本計画の策定、基本設計を受けて、石垣の保存・保護対策、環境整備、排水整備、遊歩道、案内・説明板設置、便益施設整備、安全対策施設、ガイダンス施設等の整備を広大な史跡において継続して実施する必要があり、長期的な取り組みが必要となる。本丸、二の丸など城跡中心区域の整備を第1期事業とし、その終了時期は令和5年度を目標とする。				

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策																							
事業のやり方改善(成果向上の見直し) * 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。(複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。) 城郭整備に専門知識を有する埋蔵文化財専門職員の配置、庁内関係部署との協力体制の構築。	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持			×	低下		×	×	・全国的にも希少な城郭であり、史跡整備に専門的な知識を有する埋蔵文化財専門職員の確保が課題であり、国、県や史跡唐沢山城跡整備調査指導委員会の指導、協力を得て専門的な人材の育成・確保を行う必要がある。 ・主要な所有者(唐澤山神社)と史跡管理についての役割分担の明確化について協議を開始することが課題となるが、史跡の価値等の説明を丁寧に行うことで理解を得る。
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上		○																						
	維持			×																					
	低下		×	×																					

事務事業名		天命鑄物伝承保存会記録化活動支援事業					評価区分(事前評価・事後評価)		事後評価(A・B表)		
政策体系	基本目標	2 新たな流れの創造による賑わうまちづくり					担当組織	担当部	教育部	担当課	文化財課
	政策	3 歴史・文化を守り育てるまちづくり					担当係	文化財保護係	担当課長名	船渡川 貴史	
	施策	2 歴史・文化資源の継承と保存					新規事業・継続事業		継続事業		
	基本事業	1 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承					実施計画事業・一般事業		実施計画事業		
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名					
	14918	一般	10	4	5	天命鑄物伝承保存会記録化活動支援事業					
事業計画	期間限定複数年度	事業期間	令和元年度~令和4年度			根拠法令	文化財保護法 文化財保護条例				
						実施方法		直営			
						事業分類		支援事業			
						リーディングプロジェクト		該当			
						市長市政公約		該当なし			

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

① 手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)

事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)		令和3年度実績(令和3年度に行った主な活動内容)						
天命鑄物伝承保存会は、関係者の協力を得ながら県指定有形文化財「佐野天明鑄物生産用具 附 製品、文書」の資料記録化に取り組んでおり、これを支援するため補助金を交付する。 天命鑄物伝承保存会は、伝統ある天明鑄物の製造技術、及び関連資料を保存・継承し、後世へ伝えることを目的として活動を行っている団体である。		(市の活動) ・天命鑄物伝承保存会への同会所有資料の記録化活動に対する補助金の交付事務 ・記録化に対する疑義対応や指導(随時) ・文化庁調査官による指導の調整と実施(令和3年11月30日現地調査を実施し指導を受ける) ・国指定化の為、市内の他所有資料の記録化のための調査や交渉(9月から) (天命鑄物伝承保存会の活動) ・県指定有形民俗文化財「佐野天明鑄物生産用具 附 製品、文書」の資料記録化活動(随時) ・総会、講演会の開催(令和3年5月15日)						
		活動指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
		関係資料の図面電子化数	点	-	-	152	327	176
		関係資料の写真撮影数	点	-	-	267	455	160

② 対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)

県指定有形民俗文化財「佐野天明鑄物生産用具 附 製品、文書」	対象指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
天命鑄物伝承保存会	佐野天明鑄物生産用具	点	-	-	1,140	1,173	1,173

③ 意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)

文化財の後世への継承に有効であり、国指定化の実現を目指した諸作業の報告書となる調査カードの作成を前進させる。	成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	調査カードの編集数	点	-	-	152	327	178
	調査カードの編集総数	点	-	-	767	1094	1272

④ 結果(どのような結果に結びつけますか?)

佐野市の歴史と伝統を知ってもらい、文化財保護の意識高揚を図るとともに、郷土の伝統工芸に関わる文化財を後世に伝承させる。	上位成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	佐野市の歴史や伝統文化、文化財を大切にしたいと思う市民の割合	%	-	-	86.6	86.4	90.0
	適切に保存・継承されている指定等文化財件数	件	-	-	262	270	269

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	H29年度(実績)		H30年度(実績)		R1年度(実績)		R2年度(実績)		R3年度(実績)	
	国庫支出金	千円										
	県支出金	千円										
	地方債	千円										
	その他	千円					100		100			
	一般財源	千円									100	
	事業費計(A)	千円	0		0		100		100		100	
	事業費の内訳	千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費
							負担金、補助及び交付金	100	負担金、補助及び交付金	100	負担金、補助及び交付金	100
	人件費	人					1		1		1	
のべ業務時間	時間					100		100		100		
人件費計(B)	千円	0		0		382		364		364		
トータルコスト(A)+(B)	千円	0		0		482		464		464		

事務事業名	天命鑄物伝承保存会記録化活動支援事業	担当部	教育部	担当課	文化財課	担当係	文化財保護係
-------	--------------------	-----	-----	-----	------	-----	--------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	天命鑄物伝承保存会より、同会が取り組んでいる県指定有形民俗文化財「佐野天明鑄物生産用具 附 製品、文書」の記録化活動について、繰り返し行政の理解と支援を求める声が寄せられ、令和元年度に支援事業を開始した。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	平成30年度に、文化財保護法が改正され、これまでの保護中心の内容から、保護・活用の両立の転換を図る転換が行われた。近年、国をはじめ各自治体で文化遺産を活かしたまちづくりが推奨されるなど、地域の文化遺産に対する関心が高まっていくものと考えられる。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	天明鑄物生産用具の国指定化を目指した取組や、天明鑄物を活かしたまちづくりに関して、市議会での質問があった。平成28年には、「佐野天明鑄物のまちづくり推進計画」も策定している。(平成30年に第2次、令和4年に第3次計画をそれぞれ策定)

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
現状維持	天明鑄物生産用具の国指定文化財化に向け、文化庁調査官を招聘し、現地調査を行い、資料カード作成
事業のやり方改善(成果向上の見直し)	内容や国指定化への課題、及び資料の保存・保護等について指導を受けた。

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案	県指定有形文化財であり、国指定化も見据えた天明鑄物生産用具の記録化は、歴史・文化資源の継承に合致していることから、歴史・文化を守り育てるまちづくりに結びついている。天明鑄物生産用具の記録化は国指定化の実現を目指す上で、基礎となる作業であり、天明鑄物を活かしたまちづくりを推進するうえでも、核の一つとなりえるものである。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案	現在、天明鑄物伝承保存会では、会員や理解者の協力を得ながら記録化を進めているが、ノウハウの不足や必要物資もままならない状況である。また、作業を進める上で、発生する疑義対応や指導の実施に加え、必要に応じて栃木県文化財課や文化庁にも確認を行うなど市が関係者間での調整を行っている。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案	佐野市の歴史や伝統文化を伝える天明鑄物生産用具の記録化支援を行うことは、文化財の適切な保存・後世への継承につながるため対象となる。また、補助金は対象の写真撮影や図面電子化作業に使用されており、妥当である。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がある程度ある	理由・改善案	天明鑄物生産用具の資料記録化を行い、国指定化を目指すことによって文化財を後世へ継承させ、市民の天明鑄物をはじめとする文化財への関心等の意識を高める。国指定化に向け、文化庁調査官から指導を受けることにより、作成した資料の精度を高めることが出来る。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業はない	類似事務事業名	
	*類似事務事業があれば、名称を記入	理由・改善案		
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案	必要最低限の補助金のため、削減の余地はない。
公平性 評価	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？ 事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	現在の受益者負担は適正である	理由・改善案	天明鑄物伝承保存会の活動資金は、会員と賛助会員からの会費を原資とする事業者負担である。このうち、資料記録化の事業に対して市が1/2以内で補助を行っているが、同会の活動資金は厳しい状況であるため、現在の受益者負担は適正である。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？) 天命鑄物伝承保存会で取り組むべき作業が終了した時点、又は全ての生産用具の必要な記録化が完了した時点で終了する。			

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策																							
事業のやり方改善(成果向上の見直し) * 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。(複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。) ・国指定化を目指すにあたり、これまで記録化した資料について指導を受け、より精度を高めた資料の作成が行えるように引き続き調整を行う。 ・天命鑄物伝承保存会と連携し、資料記録化や取りまとめが円滑に行われるように、支援するとともに、必要に応じて疑義対応や指導を行う。	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持			×	低下		×	×	文化庁調査官による指導については県文化財課を通じて日程調整等を行う必要があるため、関係部署と連携する必要がある。また、国指定化に必要な資料修正や取りまとめ方などについて、保存会や他の関係者との連絡調整を密にする必要がある。
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上		○																						
	維持			×																					
	低下		×	×																					

事務事業名		文化財保護審議会運営事業					評価区分(事前評価・事後評価)			事後評価(A・B表)	
政策体系	基本目標	2 新たな流れの創造による賑わうまちづくり					担当	担当部	教育部	担当課	文化財課
	政策	3 歴史・文化を守り育てるまちづくり					組織	担当係	文化財保護係	担当課長名	船渡川 貴史
	施策	2 歴史・文化資源の継承と保存					新規事業・継続事業		継続事業		
	基本事業	1 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承					実施計画事業・一般事業		一般事業		
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名					
	14906	一般	10	4	5	文化財保護審議会運営事業					
事業計画	単年度繰り返し	事業期間	S32年度～ 年度		根拠法令 条例等	佐野市文化財保護条例、佐野市文化財保護条例施行規則		市単独事業・国県補助事業		市単独事業	
								任意的事業・義務的事業		任意的事業	
								実施方法		直営	
								事業分類		審議会・協議会等運営事業	
								リーディングプロジェクト		該当なし	
								市長市政公約		該当なし	

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

① 手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)

事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)		令和3年度実績(令和3年度に行った主な活動内容)					
佐野市文化財保護審議会の調査・審議と円滑な運営を行うための事務局を担う。審議会は、教育委員会の附属機関として、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議をし、教育委員会に建議する。具体的には、文化財の市指定に向けた調査や現状変更の可否判断、市指定文化財の管理、防犯・防火対策が適切に講じられているか査察などを行う。		第1回文化財保護審議会を実施(7月9日) 第2回文化財保護審議会を書面開催にて実施(令和4年3月15日) 例年、第2回文化財保護審議会に併せて実施を予定していた防火査察・防火演習、及び委員の資質向上のための先進地視察研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。					
	活動指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	審議会開催数	回	2	3	2	2	2
	調査審議件数	件	4	4	5	4	3
	審議会委員延べ出席者数	人	18	27	20	18	17

② 対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)

① 佐野市文化財保護審議会委員 ② 市指定文化財 ③ 市域に所在する文化財	対象指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	文化財保護審議会委員数	人	10	10	10	10	9
	市指定文化財件数	件	187	185	185	185	185
	市面積	km ²	356	356	356	356	356

③ 意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)

① 文化財保護審議会が活動しやすい環境を提供する。 ② 市域に所在する文化財の中から重要なものを指定し、位置付けを明確化して、適切な保存・保護策を講じ、文化財としての活用を積極的にすすめる。 ③ 所有者・管理者に対して文化財を適切に管理してもらうよう防火査察や文化財愛護思想の啓発などを行う。	成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	審議会委員出席率	%	90	90	100	90	94
	調査審議延べ時間数	時間	3	3	3	1	1
	防火査察件数	件	2	2	2	0	0

④ 結果(どのような結果に結びつけますか?)

文化財を適切に保存保護し、後世に残す。	上位成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	適切に保存されている文化財件数	件	260	257	262	270	269

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	H29年度(実績)		H30年度(実績)		R1年度(実績)		R2年度(実績)		R3年度(実績)	
	国庫支出金	千円										
	県支出金	千円										
	地方債	千円										
	その他	千円										
	一般財源	千円	259		274		152		158		149	
	事業費計(A)	千円	259		274		152		158		149	
	事業費の内訳	千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費
			委員報酬	244	委員報酬	259	委員報酬	152	委員報酬	144	委員報酬	145
			消耗品費	15	消耗品費	15	消耗品費	0	消耗品費	14	消耗品費	4
印刷製本費			0	印刷製本費	0	印刷製本費	0	印刷製本費	0	印刷製本費	0	
人件費	人	3		3		3		3		3		
のべ業務時間	時間	1,500		1,500		1,500		1,500		1,500		
人件費計(B)	千円	5,724		5,732		5,723		5,456		5,454		
トータルコスト(A)+(B)	千円	5,983		6,006		5,875		5,614		5,603		

B表(事後評価シート)

事務事業名	文化財保護審議会運営事業	担当部	教育部	担当課	文化財課	担当係	文化財保護係
-------	--------------	-----	-----	-----	------	-----	--------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	文化財保護法が昭和25年に施行されたのを受け、全国的に文化財保護の重要性が認識された。この流れを受け、昭和32年に佐野市文化財保護条例が施行され、文化財保護の在り方や指定・管理等に関し、調査審議を行う目的で文化財保護審議会が設置された。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	事務事業開始当初は、指定文化財の数が少なく、かつ保存状態も比較的良好であったため問題が生じることは少なかった。しかし、合併を経て現在においては市指定文化財だけでも約190件近くに及ぶなかで、所有者の高齢化や交代等があったり、近年においては市外へ指定文化財が流出する状況もある等、文化財を取り巻く環境が大きく変化しており、保存管理に関して適切な対策が課題となっている。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	文化財保護審議会委員より、長年にわたり、合併後の文化財要覧を作成してほしいとの要望が出ていたが、審議会委員の協力を得て、令和元年9月に刊行することができた。また文化財所有者から、指定や現状変更の諮問を希望する声がある。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
事業のやり方改善(成果向上の見直し)	平成29年度より、コスト削減のため視察研修を宿泊から日帰りに変更した。文化財保護審議会委員の資質向上のため、先進地視察研修の実施を検討したが、コロナ感染症拡大防止のため中止した。また、審議会においては、文化財に関する対応やトピックについての周知連絡・報告を行っている。

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案 諮問機関である文化財保護審議会は、専門性を有する識者によって構成されており、その審議会が文化財について調査・審議することは、文化財の適切な取り扱いや望ましい保存管理、そして活用に関し大きく寄与するものであり、文化財の適切な継承・保存につながる。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案 地方自治法や文化財保護法上、地方自治体が文化財の保護に関する事務を行わなければならない。佐野市文化財保護条例にも文化財保護審議会の設置が明記されており、市民及び地域の文化的環境の向上に資するためにも、本事業の公共関与は妥当である。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案 文化財を対象とする調査審議は専門性を必要とし、文化財に関し高い見識を有する人々により構成された協議体の存在が必要である。文化財の指定等について、教育委員会は、文化財保護審議会への諮問等を行わなければならないと条例にも明記されており、対象と意図は妥当である。
	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がある程度ある	理由・改善案 本審議会は、比較的活発な協議が行われているが、委員は各分野の専門性を有する方々により構成されているなかで、専門外の分野に関する事案について意見を述べない傾向が見受けられる。そのため、文化財全般に関し、さらに活発な協議が行えるよう文化財全般についての知見向上や視察研修等を行っていく。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？		類似事務事業名
		理由・改善案	
	* 類似事務事業があれば、名称を記入		
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案 審議会の開催回数を制限すると、文化財保護に関する調査・審議に支障をきたす場合があり、開催回数を削減することはできない。また、先進地視察研修については、平成29年より宿泊研修から日帰り研修に変更し事業費を削減しており、これ以上の削減の余地はない。
	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？ 事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	受益者負担を求める必要がない	理由・改善案 この事業は、文化財保護審議会を運営するための文化財行政の事業であるが、文化財保護審議会には、国民共有の財産である文化財を適切に保存活用する観点から調査・審議をする機関であるため、受益性は不特定多数の市民であり、受益者は特定されず、負担を求める必要がない。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？)		
	佐野市文化財保護条例の廃止、もしくは佐野市文化財保護条例に明記された文化財保護審議会に関する条文の削除をしたうえで、文化財保護審議会を廃止することになった場合、この事業は廃止できる。		

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策
現状維持(従来通り実施)	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。	先進地視察研修や、文化財に関する調査・審議について、より多くの委員に出席いただけるよう、余裕を持った日程の調整など、委員の活動環境を整える必要がある。又、文化財全般に関する対応状況やトピックを委員に積極的に報告・情報提供する。
* 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。 (複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。)	コスト	
文化財保護に関する他市の動向や情報などを共有し、佐野市の文化財保護政策に関する課題や問題点などを共有し、議論の活性化をさらに図っていく。	削減 維持 増加	
	向上	○
	維持	×
	低下	×

事務事業名	文化財保護調査事業					評価区分(事前評価・事後評価)			事後評価(A・B表)		
						担当 組織	担当部	教育部	担当課	文化財課	
政策 体系	基本目標	2 新たな流れの創造による賑わうまちづくり				事業 区分	新規事業・継続事業			継続事業	
	政策	3 歴史・文化を守り育てるまちづくり					実施計画事業・一般事業			一般事業	
	施策	2 歴史・文化資源の継承と保存					市単独事業・国県補助事業			市単独事業	
	基本事業	1 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承					任意的事業・義務的事業			任意的事業	
予算 科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名					
	14902	一般	10	4	5	文化財保護調査事業					
事業 計画	単年度繰り返し	事業 期間	S32年度～ 年度		根拠 法令 条例等	文化財保護法、佐野市文化財保護条例					
						実施方法			一部委託		
						事業分類			その他市民に対する事業		
						リーディングプロジェクト			該当なし		
						市長市政公約					

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

① 手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)

事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)		令和3年度実績(令和3年度に行った主な活動内容)					
佐野市域における文化財の適切な保存活用を促進するための各種の施策を展開した。主な内容は下記の通り。 ・市指定史跡や天然記念物等の草刈り、清掃作業等の維持管理 ・埋蔵文化財包蔵地内の開発行為に係る指導・協議及び試掘・確認調査(遺跡の有無を確認するための簡易な調査)や、記録保存調査(開発などによって当該遺跡が破壊される場合に次善策として、記録を残すための調査)の実施 ・その他文化財に係る事務の執行		・市指定史跡の草刈り・清掃作業等の維持管理 葛生人骨出土跡の駐車場清掃委託(通年実施)、赤見城跡の草刈業務委託(6月・9月)、佐野城跡の犬走草刈(8月)、葛生人骨出土跡・石灰谷焼窯跡の草刈委託(10月)、木浦原のザゼンソウ群落の草刈・清掃の実施(10月・2月)、木浦原のザゼンソウ群落の擬木柵修繕の業務委託(11月) ・開発行為に伴う埋蔵文化財保護の指導・協議 前年度実績の集計(5月)、埋蔵文化財包蔵地に関する照会に対する回答(通年)、庁内各課への土木工事等の計画・実施状況の照会(4月)、前記照会答及び協議(5月)、文化財保護法に基づく発掘届出の県への進達等事務(通年)					
活動指標		単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
市指定文化財等の管理実施件数		件	5	5	4	6	7
発掘調査(本調査)の実施件数		件	0	1	2	4	0
試掘・確認調査件数		件	4	9	7	0	0

② 対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)

①市指定文化財を含めた文化財 ②埋蔵文化財(遺跡の発掘調査、記録の保存) ③市内で掘削工事を実施しようと考えている市民や業者 ④市民	対象指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	市指定文化財の数	件	187	185	185	185	185
	開発等に伴う照会件数	件	1,536	1,500	1,653	1,700	1,790
	市人口	人	120,018	119,348	118,450	117,706	116,982

③ 意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)

①市内に現存する文化財等の適切な保存活用が図られる。 ②開発工事等との調整により埋蔵文化財の破壊を防ぐ。または記録保存が図られる。 ③文化財を大切にしようとする市民を増やす。	成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	市指定文化財の管理実施数/適切に保存されている文化財件数	%	1.9	1.9	1.5	2.2	2.6
	本発掘調査と確認調査の合計数/遺跡に該当した照会件数	%	2.0	4.0	3.0	1.6	0.0
	佐野市の伝統文化や文化財を大切にしたいと思う市民の割合	%	88.8	89.2	86.6	86.4	90.0

④ 結果(どのような結果に結びつきますか?)

文化財を適切に保存活用し、後世に残す。 ・地域の歴史と歴史と伝統を知ってもらい、郷土への愛着を育んでもらう。	上位成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	適切に保存されている文化財件数	件	260	257	262	270	269
	佐野市の歴史と伝統を知っている市民の割合	%	91.8	93.1	91.9	91.5	94.9

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)			
	国庫支出金	千円								
	県支出金	千円								
	地方債	千円								
	その他	千円								
	一般財源	千円	2,344	1,828	1,663	853	1,348			
	事業費計(A)	千円	2,344	1,828	1,663	853	1,348			
	事業費の内訳	千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費
			報償費	112	報償費	91	報償費	0	報償費	42
			旅費	2	旅費	4	旅費	85	旅費	0
			需用費	228	需用費	238	需用費	285	需用費	277
			役務費	1	役務費	21	役務費	1	役務費	1
			委託料	1,882	委託料	1,474	委託料	1,293	委託料	576
			使用料及び賃借料	59						
			工事請負費	60						
正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3				
のべ業務時間	時間	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600				
人件費計(B)	千円	9,922	9,935	9,919	9,456	9,454				
トータルコスト(A)+(B)	千円	12,266	11,763	11,582	10,309	10,802				

事務事業名	文化財保護調査事業	担当部	教育部	担当課	文化財課	担当係	文化財保護係
-------	-----------	-----	-----	-----	------	-----	--------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	文化財保護法が昭和25年に施行され、昭和32年に佐野市文化財保護条例が施行されてから文化財の保存保護に関する事務が行われるようになった。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	事業開始当初は、文化財保護に関する意識が低かったが、近年は文化財を取り巻く環境が大きく変化し、平成31年の文化財保護法の改正により、これまでは保全に重点を置いていたものが、活用にも力を入れるようになった。これにより、文化財を大切にしたいと思う市民の割合は今後も増えると考えられる。埋蔵文化財に関しては、不動産取引に際し、遺跡の照会事務や開発に伴う立会・調査も増加している。また景観行政の点でも文化財との関連性が示されているため、文化財保護・活用の重要性がさらに増してきている。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	近年、有形文化財や民俗文化財などで、市指定にし、保存保護をしてほしいという要望が数件ある。1市2町全体を網羅した「埋蔵文化財包蔵地地図」の刊行について、開発事業者や県教育委員会から要望が出されている。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
事業のやり方改善(成果向上の見直し)	市指定文化財等に生じた案件について、佐野市文化財保護審議会委員へ相談を行い、現地踏査・指導助言等を適宜仰いだ。また、文化財に関する普及啓発を図るため『佐野市の文化財保護』の刊行を行った。

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案	指定文化財や埋蔵文化財を中心とした様々な文化財の保護・活用を図ることは、郷土の歴史を知り、歴史的遺産の価値を理解して貰うことにつながり、歴史・文化資源の理解促進及び適切な保存・継承に繋がる。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案	文化財保護法では、文化財を保存し、且つその活用を図り、国民の文化的向上に資すると共に、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。政府及び地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、周到の注意をもって法の趣旨の徹底に務めなければならないとされているため、行政が行うのは妥当である。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案	文化財保護法は、従来文化財を保存することに重点がおかれていたが、平成31年の法改正により、その活用も求められるようになった。また、文化財を大切にしようとする市民の割合や歴史・伝統・文化資源の活用を掲げる佐野市として、文化財の占めるウェイトの大きさを鑑みると、対象・意図は妥当である。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がある程度ある	理由・改善案	文化財の保護・調査に関し、普及啓蒙としてパンフレットの作成や市のHPや広報誌を活用し低コストで効果的な宣伝を行う一方で、各種文化財の保護、文化財候補物件の調査、維持管理に関する相談について、法令に基づいて指導や文化財保護審議会委員をはじめとする専門家との調整をこまめに行い、助言を仰ぐことで効果的な保護・調査の質をあげることが可能と考える。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業はない	理由・改善案	類似事務事業名
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案	市で維持管理を行う指定文化財等は、市に適切な保全をする義務がある。また、埋蔵文化財への対応も増加傾向にあり、当事業の事業費・人件費を削減する余地はない。
	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	受益者負担を求めない	理由・改善案	市民全般が受益者として考えられるため、求める余地がない。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？)	文化財保護法及び佐野市文化財保護条例に基づく事業であり、市内に存在するすべての文化財が法令に掲げるような保護がなされ、指定文化財候補物件の調査が一定の成果を上げたと判断された場合、事業終了となりえる。		

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策																		
事業のやり方改善(コストの見直し) * 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。(複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。) 各種文化財の保護、文化財候補物件の調査、維持管理に関する相談について、法令に基づいた指導や文化財保護審議会委員をはじめとする専門家との調整をこまめに行い、助言を仰ぐことで効果的な保護・調査の質をあげることが可能と考えられる。	廃止・休止の場合は、記入不要×の領域は改革改善ではない。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	成果	向上	○		維持		×	低下	×	×	従来からの継続している事務量のほかに新規の作業を追加することは、効率性が求められるほか、人件費の増加に繋がるため、事業のやり方改善が求められる。
	コスト																			
	削減	維持	増加																	
成果	向上	○																		
	維持		×																	
	低下	×	×																	

事務事業名		指定文化財保存修復支援事業					評価区分(事前評価・事後評価)		事後評価(A・B表)		
政策体系	基本目標	2 新たな流れの創造による賑わうまちづくり					担当組織	担当部	教育部	担当課	文化財課
	政策	3 歴史・文化を守り育てるまちづくり					担当係	文化財保護係	担当課長名	船渡川 貴史	
	施策	2 歴史・文化資源の継承と保存					新規事業・継続事業		継続事業		
	基本事業	1 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承					実施計画事業・一般事業		一般事業		
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名					
	14913	一般	10	4	5	指定文化財保存修復新事業					
事業計画	単年度繰り返し	事業期間	H23年度～ 年度		根拠法令 条例等	文化財保護法、佐野市文化財保護条例					
						実施方法		一部委託			
						事業分類		その他市民に対する事業			
						リーディングプロジェクト		該当なし			
						市長市政公約		該当なし			

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

① 手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)

事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)		令和3年度実績(令和3年度に行った主な活動内容)					
・指定文化財は、令和4年3月31日現在において、269件存在する。佐野市文化財保護条例では、管理や修復等について、その負担に堪えられない場合等に予算の範囲内で補助金を交付することが出来ると規定している。交付条件に適合する修理や保全に関して補助金の交付を行っている。 ・文化財は、佐野市の歴史や伝統を語る上で、貴重であり、これらを修理、復旧、保護増殖、その他保存事業を行い、文化財の価値を再生または維持することにより、市の施策に掲げる観光資源・観光拠点の開拓・保持に繋げることが出来る。 ・年度未までに、対象とする文化財を選定し、所有者・管理者と書類手続きの調整を行い、施工後に補助金の交付を行う。尚、国庫補助金や文化財財団等の補助事業に対する自治体負担分としても対応出来るようにする。		市指定有形文化財『永台寺仁王門及び仁王像』に対し修復支援事業を実施した。					
活動指標		単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
文化財修理に関して助成を希望された件数		件	4	3	5	2	1
保存事業に補助金交付を実施した件数		件	4	3	5	2	1

② 対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)

① 市民	対象指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	
② 佐野市内に所在する登録有形文化財を含む、指定文化財		市人口	人	120,018	119,348	118,450	117,706	116,982
③ 市外からの来訪者数(観光客入込数)		佐野市内の指定文化財件数	件	260	257	262	270	269
		観光客入込数	人	8,882,845	8,741,076	8,574,819	6,473,582	6,503,440

③ 意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)

① 市の歴史・伝統文化・文化財を大切にしたいと考える市民を増やす。	成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	
② 文化財の保存修復事業を行うことで、文化財を後世へ伝えることや、積極的な活用に繋げ、さらに観光資源・観光拠点としての活用を図れる。		観光客入込数の増加割合	%	2	-1.6	-1.9	-24.5	5
③ 佐野市の歴史や伝統文化を、来訪の動機と考える観光客のニーズへの対応が可能となる。		文化財の価値を再生、または管理のために実施した事業件数	件	4	3	5	2	1
		佐野市の伝統文化や文化財を大切にしたいと思う市民の割合	%	89	89	87	86	90

④ 結果(どのような結果に結びつけますか?)

① 文化財を適切に保存修復し、歴史・文化資源への理解の促進を図るとともに、後世に残す。	上位成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	
② 地域の歴史と伝統を知ってもらい、郷土への愛着を育んでもらう。		適切に保存されている文化財	件	260	257	262	270	269
		佐野市の歴史と伝統を知っている市民の割合	%	91.8	93.1	91.9	91.5	94.9

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	H29年度(実績)		H30年度(実績)		R1年度(実績)		R2年度(実績)		R3年度(実績)	
	国庫支出金	千円										
	県支出金	千円										
	地方債	千円										
	その他	千円										
	一般財源	千円	475		421		425		113		19	
	事業費計(A)	千円	475		421		425		113		19	
	事業費の内訳	千円	項目	事業費								
			負担金、補助及び交付金	475	負担金、補助及び交付金	421	負担金、補助及び交付金	425	負担金、補助及び交付金	113	負担金、補助及び交付金	19
	人件費	人	1		1		1		1		1	
のべ業務時間	時間	100		100		100		100		100		
人件費計(B)	千円	382		382		382		364		364		
トータルコスト(A)+(B)	千円	857		803		807		477		383		

B表(事後評価シート)

事務事業名	指定文化財保存修復支援事業	担当部	教育部	担当課	文化財課	担当係	文化財保護係
-------	---------------	-----	-----	-----	------	-----	--------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	文化財の保存修復は、平成の初期までは国庫や県補助型数あり、その他に佐野市負担分を含めた栃木県の『地域文化遺産保護事業』があったため、これらを活用し修復支援を行ってきたが、現在はこれらの補助制度がなくなる一方で、文化財の指定を受け、数十年を経過したのも多数ある。各所有者・管理者からは修復支援の要望が年に数件あり、加えて近年佐野市が掲げた『観光立市』の施策のなかでは、佐野市の歴史や伝統・文化が重要視されることもあり、本事業を平成23年度より開始した。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	文化財は、経年劣化による損傷や老朽化を来している物が多く、修理・維持管理については経費がかかるものである。「歴史文化資源の保存と継承」という施策の中の地域づくりの推進や景観行政などの点において、文化財との関連性が示されている。このことから、市の歴史・文化・伝統の象徴的存在である文化財への、関心や要求は今後も高まると考えられる。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	文化財の所有者・管理者からは「指定を受けたものの、保存事業については何らかの助成はないか」という意見が寄せられる。昨今の市議会でも、佐野市の歴史・文化に関係した内容の質問事項や佐野市のPRのために、文化財等の積極的活用を求める意見が目立ってきている。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
事業のやり方改善(成果向上の見直し)	平成29年度より令和2年度にかけ、段階的に予算の削減を行った。文化財の保存事業に対し、文化財保護審議会委員と現地調査の調整を行い、指導助言をもらいながら工法等について協議を重ね、効果の有効性について検討を行いながら修繕を行うことができた。

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案	市の歴史・伝統文化・文化財を大切にしようとする市民を増やすこと、破損・劣化した文化財を修理・復旧・保護増殖など保存に関する事業を支援していくことは、施策である歴史・文化資源の保存と継承に繋がる。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案	佐野市文化財条例では、文化財の保存及び活用が適切に行われるために必要な措置を講じなければならないと市の責務を明記している。また、予算の範囲内での管理・修理について補助金の交付についても条例に定められていることから実施する事業としては妥当であると考えられる。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案	佐野市文化財保護条例で文化財を『市民の財産』と定めている。市内に所在する文化財を佐野市の歴史や伝統・文化の象徴的存在とし、来訪の動機とする人々が存在するため、市外からの来訪者を対象とした。また、市の歴史・伝統文化・文化財を大切にしたいと考える市民を増やすことは、郷土へ愛着や文化財保護・保全の高揚に繋がり、これらの文化的価値により、観光資源化が図られる。これにより、見直しの必要性がない。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がある程度ある	理由・改善案	平成23年度からの事業であり、既に保存修復支援の実績が出ている。引き続き保存修復支援制度を利活用をしてもらえるよう、周知を行う。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業はない	理由・改善案	
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案	平成23年～28年度までに行った補助金の平均執行額を基に平成29年から令和2年にかけ段階的に予算額の削減を行ったが、支給額は修理事業により異なるため、これ以上の削減を行うと、十分な支援ができなくなってしまう。人件費も補助事業執行に伴う最低限のものであり、費用の削減余地はない。
	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？ 事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	現在の受益者負担は適正である	理由・改善案	佐野市文化財保護条例において、市や文化財所有者・管理者の責務として文化財の適切な保存を行う努力をすることが記されている。直接的な支援対象は所有者・管理者であるが、文化財は『市民の財産』と定めていることから、全市民が受益者と考えられる。このことから現行の受益者負担は適正と考えられる。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？)	指定文化財の保存に関した助成の必要性が解消された時点で、事業は終了となる。しかしながら、文化財は指定してから数十年を経たものが多くあり、今後においてさらに老朽化が進むと考えられる。これらを適切に後世へ伝えていくためには、所有者・管理者への事業の周知と保存修復の支援策が継続的に必要である。		

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性		(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策
事業のやり方改善(成果向上の見直し)	受益者負担の適正化	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。	①建造物や、史跡の修繕のような高額な修復費を要するものに現在の保存修復支援事業では対応しきれないため、文化財団や他の事業団等の補助制度を利活用を行うことで、所有者・管理者の負担を軽減し、より効果的な保存事業を行うことができる。 ②補助制度の周知が進むにつれて、補助金の交付を希望する所有者・管理者が増加していくことが予測される。補助対象の選定について、優先度の高いものから選定することになるが、一方で公平性についても考慮する必要がある。
* 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。(複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。)		コスト	
①民間の事業団(文化財団等)の補助制度を把握し、適宜文化財所有者・管理者への周知を行う。 ②補助制度の周知を行い、また要望の把握のため補助希望の実態調査を行う。		削減 維持 増加	
		向上	①②
		維持	×
		低下	×

事務事業名		全国史跡整備市町村協議会参画事業					評価区分(事前評価・事後評価)		事後評価(A・B表)		
政策体系	基本目標	2 新たな流れの創造による賑わうまちづくり					担当組織	担当部	教育部	担当課	文化財課
	政策	3 歴史・文化を守り育てるまちづくり					担当係	文化財保護係	担当課長名	船渡川 貴史	
	施策	2 歴史・文化資源の継承と保存					新規事業・継続事業		継続事業		
	基本事業	1 歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承					実施計画事業・一般事業		一般事業		
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名					
	14917	一般	10	4	5	全国史跡整備市町村協議会参画事業					
	事業区分						市単独事業・国県補助事業		市単独事業		
事業計画	単年度繰り返し		事業期間	令和元年度～	年度	根拠法令 条例等	任意的事業・義務的事業		任意的事業		
							実施方法		直営		
							事業分類		参画事業		
						リーディングプロジェクト		該当なし			
						市長市政公約					

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

① 手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)

事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)		令和3年度実績(令和3年度に行った主な活動内容)					
全国史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会関東地区協議会への負担金を支出し、両協議会へ参画する。両協議会主催の大会や会議、研修会への参加を通じて国指定史跡を有し文化財を活かしたまちづくりを推進する全国の市町村と情報交換や連携を図り、本市にある国指定史跡唐沢山城跡の望ましい整備推進を目的とする。あわせて、文化庁から円滑な指導を得られるようにすることを意図する。		(市の活動) 全国史跡整備市町村協議会に負担金の支出をした。 ※全国史跡整備市町村協議会関東地区協議会の負担金は新型コロナウイルスの影響に伴う事業縮小により全額免除(全国史跡整備市町村協議会の活動) 大会のオンラインによる開催、会報の発行 (全国史跡整備市町村協議会関東地区協議会の活動) 総会の書面開催					
活動指標		単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
機関誌収集数		部			1	1	1
会議・大会・研究会等参加数		回			1	0	1

② 対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)

① 唐沢山城跡 ② 市民	対象指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	史跡面積	m			1,941,897	1,941,897	1,941,897
	今後保存が必要な面積	m			11,327	11,327	11,327
	市民数(人口)	人			118,450	117,706	116,982

③ 意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)

① 協議会に加盟する市町村と情報交換を図るとともに、史跡整備に関する最新の情報を得る。 ② 文化庁から適切な指導を得る。 ③ 唐沢山城跡の保存整備と活用に関与する。	成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	協議会加盟市町村との情報交換件数	件			2	1	2
	文化庁からの指導件数	件			0	1	1
	唐沢山城跡内における保存整備件数	件			1	1	1

④ 結果(どのような結果に結びつけますか?)

・文化財を適切に保存・継承するとともに、多様な活用を図る。 ・地域の歴史と伝統を知ってもらい、郷土への愛着を育んでもらう。	上位成果指標	単位	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)
	適切に継承・保存されている指定等文化財件数	件			262	270	269
	佐野市の歴史と伝統を知っている市民の割合	%			91.9	91.5	94.9

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	H29年度(実績)		H30年度(実績)		R1年度(実績)		R2年度(実績)		R3年度(実績)	
	国庫支出金	千円										
	県支出金	千円										
	地方債	千円										
	その他	千円										
	一般財源	千円										
	事業費計(A)	千円		0	0	50	50	50	50	50	50	40
	事業費の内訳	千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費
							負担金	50	負担金	50	負担金	40
	人件費	人										
のべ業務時間	時間						1		1		1	
人件費計(B)	千円		0	0	382	364	100	100	364	182	50	
トータルコスト(A)+(B)	千円		0	0	432	414	432	414	414	414	222	

事務事業名	全国史跡整備市町村協議会参画事業	担当部	教育部	担当課	文化財課	担当係	文化財保護係
-------	------------------	-----	-----	-----	------	-----	--------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	平成26年度に唐沢山城跡が国指定史跡となり、全国に所在する国指定史跡の史跡整備や活用方法について、情報収集や情報交換等をしてながら、より良い史跡整備を目指す必要が生じたため令和元年度に加入した。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	文化庁からの指導ばかりではなく、地域の特性を活かした特色ある史跡整備が求められるようになってきている。このためにも、関連する市町村との情報交換や連携に対する重要性が増している。また、平成30年度において文化財保護法の改正がなされ、保護中心から保護・活用の両立への転換となっており、各自治体では文化遺産を活かしたまちづくりが推奨されるなどの変化が起きている。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	唐沢山城跡の国指定化後、栃木県や県内の主な市(宇都宮市、小山市、日光市)から全国史跡整備市町村協議会への参画を強く求められてきた。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
現状維持	現状維持により対象外

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案	両議会に加盟することで、国指定史跡を有し文化財を活かしたまちづくりを推進する全国の市町村と情報交換や連携を図り、本市にある国指定史跡唐沢山城跡の望ましい整備を推進することは歴史・文化資源の継承と保存に合致しており、歴史・文化を守り育てるまちづくりに結びついている。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案	国指定史跡唐沢山城跡の管理団体である佐野市が、史跡の望ましい活用を行うために、全国の市町村と情報交換や連携を図ることは妥当である。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案	両会に加盟することにより加盟市町村間での情報交換が容易になり、文化庁から適切な指導を得やすくすることで、唐沢山城跡の保存整備と活用に役立つ意義が高くなると考えられるため、妥当である。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がない	理由・改善案	両会に加盟する栃木県内の市町村や、会が発行する機関誌等を通じて史跡整備についての情報収集を行った。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業はない	理由・改善案	類似事務事業名
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案	市町村で構成される協議会への負担金であるため、事業費改善の余地はない。
	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	受益者負担を求めない	理由・改善案	市町村で構成される協議会への負担金であるため、受益者負担を求める必要はない。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？) 退会又は会が解散すれば事業は終了となるが、団体への参画を続けることで、全国に所在する国指定史跡の状況や動向に関する情報の収集・交換の機会・手段を得ることが容易となり、国の指導を得やすくなるため、休止・廃止はできない。			

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策																					
現状維持(従来通り実施) * 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。 (複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。)	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	×	低下		×	×	
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		○	×																			
	低下		×	×																			